

健康局における入札契約情報等の公表に関する要綱

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

最近改正 平成 31 年 2 月 1 日

(目 的)

第 1 条 平成 26 年 3 月 17 日制定の「入札契約情報等の公表に関する要綱」に定めるもののほか、健康局において公表を行う契約の過程及び契約の内容に係る事項等（以下「入札契約情報等」という。）について、必要な事項を定める。

(公表対象)

第 2 条 本要綱における入札契約情報等の公表対象となる契約案件は、次の各号に掲げるものとする。（ただし、単価契約の場合にあっては、予定価格に予定数量を乗じた価格とする。）

- (1) 物品買入・物品借入・印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約に係る公募型比較見積発注案件
- (2) 業務委託契約に係る公募型比較見積案件

(入札契約情報等の公表方法)

第 3 条 大阪市（健康局）ホームページ及び健康局総務部経理課に掲示により次の事項について、公表を行うものとする。

- (1) 大阪市（健康局）ホームページでの公表事項

- ア 案件名称
- イ 予定価格（税抜）
- ウ 契約の相手方
- エ 契約金額（税抜）（税込）
- オ 契約日
- カ その他必要な事項

- (2) 健康局総務部経理課の掲示での公表事項

次の事項を記載した公募型比較見積経過調書を公表する。

- ア 案件名称
- イ 納入又は履行場所
- ウ 予定価格（税抜）
- エ 比較見積日時
- オ 見積者及び見積金額（税抜）
- カ 契約の相手方
- キ 決定金額（税抜）
- ク 契約日
- ケ 契約金額（税込）

2 公表時期

契約結果の公表時期は、前月 1 日から前月末日までに契約したものを当月末日までに行うものとする。

3 公表期間

契約後 1 年を経過した日の属する年度末までとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。